平成２９年（フ）第２６号
京都府綾部市岡町堺72番地の９
債務者　荒砂　里香
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第４４５号
堺市中区深井水池町376－１、住民票上の住所神戸市兵庫区駅南通５丁目２番８－505号
債務者　田中　敏彦
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５０９号
堺市南区高尾３丁3277番地21
債務者　吉田建築こと　吉田　幸雄
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５１３号
大阪府羽曳野市碓井１丁目３番15号　ＷＩＴＨ112―204号、住民票上の住所大阪府羽曳野市碓井１丁目３番15号
債務者　光田　俊介
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５１８号
堺市西区浜寺石津町西３丁１番15号　エクセルロワイエ101号
債務者　倶原一成こと　具　　一成
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５３５号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地２号棟422号室
債務者　大黒　孝満
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５５５号
大阪府大阪狭山市半田６丁目973番地
債務者　後藤　是之
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５７６号
大阪府松原市天美我堂１丁目７番地（Ｄ棟1009号）
債務者　稲垣佐知子
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５８５号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目２番24―104号、前住所大阪府藤井寺市小山８丁目17番２号
債務者　冨士川輝正
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５８７号
堺市南区晴美台３丁２番３－301号
債務者　井上　芳美
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
和歌山県東牟婁郡串本町出雲1061番地３　県営住宅32号
債務者　中村　　愛（旧姓瀧本）
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第７４号
山口県宇部市大字小串862番地１　ビラヤマサキ202号
債務者　倉本　　等
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第７０号
北海道登別市鷲別町３丁目22番地１
債務者　中山　富雄
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
北海道古宇郡神恵内村大字神恵内村番外地
債務者　綿谷美津恵
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第１１号
北海道岩内郡岩内町字東山３番地１　東山団地11号棟105号
債務者　大井　　勇
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第２４１２号
大阪市淀川区十三元今里１丁目11番９号　アーバンコートＨＲＴ　201号
債務者　松本　憲資
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７２０号
大阪府箕面市彩都粟生南２丁目12番69―202号
債務者　大下　　咲
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部